



関西らしい地方分権のあり方研究会（第2回）の開催結果について

令和3年2月27日

本 部 事 務 局

関西広域連合第4期広域計画における分権型社会の実現に向け、関西らしい地方分権のあり方や取組について、具体的な検討を行うため、関西らしい地方分権のあり方研究会第2回会議を開催しました。

(1)開催日時 令和3年1月15日(金) 13時30分から15時30分(web開催)

(2)招聘有識者 兵庫県立大学大学院教授 加藤 恵正
(氏名五十音順) 関西経済連合会理事 神田 彰
同志社大学大学院教授 新川 達郎
関西学院大学教授 山下 淳

(3)研究会概要 ①新型コロナウイルス感染症の発生に起因する新たな課題に対し、地方分権の視点からどのように解決を図って行くべきか。②文化庁や消費者庁など、政府機関の移転効果に関する中間評価等について、各構成府県市と意見交換を行い、有識者から助言をいただいた。

(4)有識者からの主な助言等

①新型コロナウイルス感染症の発生に起因する新たな課題について

○国と地方の役割分担や権限移譲等について

- ・ 国は、特措法等の改正やその他の法令を考える際、広域連合の存在は視野に入っていない。法令等に広域連合が組み込まれるよう、取組を進めてはどうか。
- ・ 感染症対策の経験を踏まえ、国と府県市の役割や権限移譲等について検討し、今後の法改正等に繋げて行く必要はあるものの、国と地方が連携しなければ対応できない状況もあり、国と地方のコミュニケーションの場の仕組み作りについて検討の必要がある。

○地方の実情に合った財政運営について

- ・ 国は地方分権について腰が重いことから、国からの権限移譲等の中間的な提案として、国と地方の関係性を変える取組を進めてはどうか。海外では、国から地域単位で補助金や資金等の交付がなされ、その用途に国は関与せず、地域の自由裁量権を認めている例がある。

○広域連携について

- ・ 府県の区域を越えた課題に対応するためには、第32次地方制度調査会答申でも触れられているとおり、広域連携等に関し、特措法改正に向けて関西でも議論を進める必要がある。

【今後の方針について】

法改正や広域連携の必要性、国と地方のコミュニケーションの場の仕組み作りなどについてご助言をいただいた。今後も引き続き国への提案等に向けて検討を行う。

②政府機関等の移転効果に関する中間評価について

○中間評価のまとめ

- ・ 移転して国の業務が機能を落とすことなくできているということの意義は大きい。
- ・ 消費者庁はじめ、さまざまな新しい政策開発が進んでいるというのも大きな効果。地域との接点を持つことのメリットがあるということ。
- ・ 政策立案の面や研究機関等の成果にも着目して評価をする必要がある。

○政府機関等との連携について

- ・ 地元府縣市と政府機関との連携のみならず、関西というスケールでも積極的に連携する必要がある。広域連合は構成府縣市と、政府機関等との連携の仲介や働きかけをし、関西全体への認知にもつなげていくべき。

○さらなる政府関係機関等の移転について

- ・ 首都機能バックアップの観点から、次を狙っていくことも大いに考えてもらいたい。
- ・ 全部移転、分割移転、機能分散に着目して、国と地方が win-win となる戦略を関西圏として考えていく段階にきているのではないか。

【今後の方針について】

研究機関等の成果にも着目して評価をまとめる必要性や、関西全体で政府機関等との積極的な連携を仕掛けていくことの必要性について助言をいただいたため、ご意見を踏まえて中間評価を取りまとめた。

今後は、本中間評価をまち・ひと・しごと創生本部事務局に提出するとともに、移転の成果の発信に活用していく。

新型コロナウイルス感染症に関する関西圏の課題等について(事前アンケート集約結果)

別紙 1

No.	分類	新型コロナウイルス感染症の発生に起因する課題	左の原因	No.	分類	新型コロナウイルス感染症の発生に起因する課題	左の原因	
1	地方の実情にあった財政運営に関する課題	・令和2年7月豪雨災害では、感染拡大防止の観点から広域からのボランティア募集は行わず県内のボランティアのみで活動を行う等の対応がみられた。コロナ禍での災害時は、従来の災害時に比べ、ボランティアの確保が困難と予想される。	・現状では、広域からボランティアが参集し活動することは、感染拡大の恐れや、感染経路特定の難しさ等の問題があげられる。このことから、被災地住民等の不安を軽減するため、ボランティア派遣前のPCR検査実施の対応も考えられるが、検査費用が高額であり、ボランティアの負担になる。	8	国と地方の役割分担(権限等)に関する課題	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等を行う場合、国との事前協議を行う必要がある。	—	
2		・事業者の倒産防止を目的に、県制度融資により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、無利子、無保証料の資金を創設。想定以上の申し込みにより、後年の利子補給補助等の費用が例年を大きく上回る状況。	・緊急事態宣言が出される状況のもと、5/1からの全国統一国補正予算対応資金創設までに、すでに新型コロナウイルスの影響を受けている事業者を支援するため、県単独制度の無利子・無保証料制度を創設する必要があったことによる。	9		・新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」)の制度上の建付けでは、緊急事態宣言発令の有無にかかわらず、地域の感染状況等に応じた実効性のある対策を地域が主体的に実施することができない。	・特措法の条文に地方が主体的に対策を実施していく権限が位置づけられていない。また、事業者に対して休業要請等の対策を実施した場合の休業補償に関する規定がないことから、財政力が脆弱な地方が対策を実施できる実効力が担保されていない。	
3		・特措法に基づく休業要請等に応じた企業への休業補償を十分に実施するための財源の確保が困難。	・企業への休業補償について、財政力が脆弱な地方が十分な対策を実施できる仕組みとなっていない。	10		全国知事会「地方分権改革の推進に向けた研究会」報告書他より <国と地方の役割分担の明確化> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請や施設の使用制限等に係る要請・指示は、都道府県知事の権限であるにもかかわらず、協力要請の対象施設が国の通知により限定されていたり、法令に基づかず国への事前協議が求められるなど、国の地方に対する関与等について課題があり、特措法に基づく国の総合調整権との関係に留意しつつも、国と地方の役割分担の明確化の観点から、見直しが求められる。 <国と地方が実質的に協議を行える仕組みの充実> ・新型コロナウイルス感染症対策において、国と全国知事会等が緊密に連携して対策を講じてきたことを踏まえると、国の政策決定に地方の意見を反映していくことの重要性が再認識された。このため、「国と地方の協議の場」への分野別分科会を設置することをはじめとして、立法の前段階における制度設計や予算編成など幅広い事項に関して、国と地方が率直に意見を交わしながら施策を推進していく、新しい国と地方のパートナーシップのあり方が求められる。		
4		・スポーツイベントの中止や参加者の減少から、府県民の運動機会が減少傾向にあることが考えられる。 ・イベント実施にあたり、主催者の負担が大きくなっている。	・府県を越える移動制限や自粛により、参加者が減少した。(参加者) ・イベント参加人数の制限などにより、大規模のイベントが実施できない。(主催者) ・三密を避けるため大きくした会場の費用や感染対策用物品購入費等のイベント実施に係る経費や、感染対策による業務が増加した。(主催者)	11		その他	・クラスター発生時のDPATの派遣について、派遣の可否を踏まえ各自治体で対応が異なるうえ、有事の際の対応についての共通した基準や認識を持っていなかった。関西圏域の精神科病院で大規模なクラスターが発生したときどのように対応するか。	・新型コロナウイルス感染症にかかる心のケアについて、本来災害時の心の精神医療支援のために整備され、感染症対応の専門ではないDPAT派遣を、厚生労働省が要請、容認したが、感染症対応の前例がなく、対応にかかる明確な基準やガイドラインもなかったため。
5		・新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関の経営が悪化している。	・感染症患者を受け入れている医療機関では、動線を分けるためやむなく一般患者の受入制限を行うことがある。また、感染症患者を受け入れている医療機関においても、感染リスクを懸念した受診控えが増えている。	12			・保健所機能の強化が求められる中、積極的疫学調査の実効性の担保に課題があるとともに、都道府県と保健所設置市における役割が不明確な部分がある。	・感染症法に基づく積極的疫学調査や、今日のコロナ対応に関する都道府県と保健所設置市における役割分担について、法的な整理が行き届いていない。
6		全国知事会「地方分権改革の推進に向けた研究会」報告書他より <地方財政への支援> ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、事業メニューや対象経費が限定的であり、補助基準上限があるなど、迅速に地域の実情に応じた対応ができないため、地方の裁量を広く認め、柔軟に活用できるようにすることが必要。 ・当面は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が危機的な状況に陥ることが予想されるため、地方交付税の増額など十分な対策を講じ、地方一般財源総額を確保する必要がある。		13			全国知事会「地方分権改革の推進に向けた研究会」報告書他より <新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のためには、陽性者の早期発見、封じ込めが重要であり、施設の使用停止等の要請・指示や保健所による疫学調査などの実効性を担保する法的措置を講じる必要がある。	
7	・関西は経済圏・生活圏が府県をまたぎ連担しており、府県をまたぐ移動も日常的であることから、休業要請や外出自粛要請に係る府県間調整をよりスムーズに行う必要がある。	・特に第1波では急な政府対応等により調整が難しいこともあったと考えられる。	—					

※No.9は、分類を「国と地方の役割分担(権限等)に関する課題」としたが、「地方の実情にあった財政運営に関する課題」の分類にも関連する。

政府機関等の移転効果に関する中間評価について

〈第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」への記載〉

2023年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う。

関西広域連合では、中間評価として、移転決定からこれまでの実績を踏まえ、政府機関等の移転による効果を検証する。

中間評価の要素

移転が決定する以前に想定されていた効果

- 提案府県による当初想定効果
(平成27年8月各府県の提案書から)
- 政府関係機関移転に関する有識者会議
(第3回・平成27年12月17日)



移転決定後示された効果

- 文化庁移転協議会(平成29年7月25日)
- 「消費者庁新未来創造戦略本部」について
(令和元年8月19日消費者庁発表)
- 政府関係機関移転に関する有識者懇談会
(第3回・令和2年1月23日)



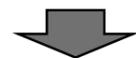
これまでの実績

- 政府機関等の取組
- 関西広域連合構成団体との連携



コロナ禍により生じた新たな効果

- コロナ禍により東京一極集中の是正の必要性が認識されつつある中、全国で唯一、関西が政府機関の移転を実現している
- 本庁機能の移転を行い、テレビ会議やリモートワーク等の取組を行っている在関西政府機関は全国に先駆けて政府機関等の移転のモデルケースとなる



移転による効果(中間評価)

評価まとめ

文化庁

- 京都府・市をはじめ関西の自治体との意見交換等を基に地元の視点や知見・ノウハウ等を文化政策に活かしている
- 京都府・市など関西の地方自治体から職員の派遣がされていることから地方自治体のニーズや意見を文化芸術振興施策に反映
- 京都府・市との連携は進んでいるが、他の関西の地方自治体との連携は限定的
- 全面的移転が行われるのは文化庁のみであり、政府機関移転の随一のモデルケースとなる

消費者庁

- 徳島県の実証フィールドを活用して様々なモデルプロジェクトに取り組んでいる
- 徳島県内において「G20消費者政策国際会合」「エシカル甲子園」が行われるなど徳島県と連携したイベントが行われることにより地方への人の流れを生んでいる
- 徳島県との連携は進んでいるが、他の関西の地方自治体との連携は限定的
- 消費者庁の働き方改革の拠点としての取組や「とくしま国際消費者フォーラム2020」がオンデマンド配信で行われたように、WITHコロナ時代への対応が地方から行われることで政府機関移転のモデルケースとなる

統計データ利活用センター

- 統計データ利活用センターを拠点としたオンサイトネットワークの全国的拡大
- 和歌山県を中心とした関西の地方自治体における統計データ利活用の活性化
- 統計データ利活用に関する人材育成において関西のみでなく関西以外の自治体とも連携して研修・セミナーが行われている
- 和歌山県を中心に関西の地方自治体とも連携がされており、移転の効果の関西全体へのさらなる波及が期待される
- 新しい働き方の取組が政府機関移転のモデルケースとなる

その他の政府機関等

■地方支分部局等の機能強化が図られるもの

- 特許庁【大阪】(INPIT近畿統括本部の設置)
 - ・大阪府内の企業に対する海外展開等の支援件数が増加
 - ・INPIT近畿統括本部での出張面接による事業者の利便性向上、経費低減等
- 中小企業庁【大阪】(近畿経済産業局への中小企業政策調査課の設置)
 - ・年間1,000社の企業訪問や「関西企業フロントライン」の調査・公表による地域における中堅・中小企業の実態把握が促進
- 観光庁【兵庫】(「観光ビジョン推進関西ブロック戦略会議」の発足)
 - ・各地方ブロック毎の地域課題の共有や施策の調整が行われている

■政府関係研究機関、研修機関等

- (国研) 国立環境研究所【滋賀】
 - ・国立環境研究所、滋賀県、環境省で協定を締結し、連携して湖沼環境研究を推進
- (国研) 理化学研究所【京都】
 - ・理化学研究所と地域の大学・企業との共同研究を展開
- (国研) 情報通信研究機構(NICT)【京都】
 - ・産官学での研究連携体制を構築
- (国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所【大阪】(国立健康・栄養研究所の全部移転)
 - ・府内企業の健康分野におけるイノベーション創出や健都への進出等に期待
- (国研) 理化学研究所科技ハブ産連本部 関西拠点【兵庫】
 - ・「神戸リサーチパーク」の成果を踏まえた事業化推進を目的とした拠点「iKaFe(あいかふえ)」を開設し、関西地域における企業、大学・研究機関の連携を構築
- (国研) 農業・食品技術総合研究機構(農研機構)【鳥取】
 - ・人材育成(農業大学校学生のインターンシップ受け入れ等)による技術向上等
- (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構【鳥取】
 - ・鳥取県の「訓練」が「検討WG」に参画し、訓練「が」の開発や人材育成支援で連携

視点ごとの評価

政府機関から見た評価

(政府関係機関移転に関する有識者懇談会資料等から事務局によりまとめ)

■政府関係機関移転基本方針の取組の趣旨に照らした効果

- 【地方創生の視点から「しごと」「ひと」の好循環につながるか】
 - 拠点の設置や研修事業により新しい人の流れの創出につながっている
- 【国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか】
 - 地方のニーズを反映した政策の企画立案ができています
 - 全国に展開できる政策が、関西において行った実証により生まれている

地元(所在府県市)から見た評価

■政府関係機関移転基本方針の取組の趣旨に照らした効果

- 【地方創生の視点から「しごと」「ひと」の好循環につながるか】
 - 拠点の設置や研修事業により新しい人の流れの創出につながっている
- 移転効果の波及
 - 文化庁は京都府・市、消費者庁は徳島県、統計データ利活用センターは和歌山県、研究機関等は地元府県市との連携が着実に進んでおり、それぞれの政策効果が各地域に広がっていることで地方創生に寄与している

関西全体から見た評価

■政府関係機関移転基本方針の取組の趣旨に照らした効果

- 【地方創生の視点から「しごと」「ひと」の好循環につながるか】
 - 拠点の設置や研修事業により新しい人の流れの創出につながっている
- 移転効果の波及
 - それぞれの政府機関ごとに地域との連携に取り組まれているが、地元以外の府県市との連携は限定的であり、関西全体への移転効果の波及にはまだ改善の余地がある
- コロナ禍の世の中における評価
 - 東京一極集中の弊害が明らかになった現在、関西へ国の中央省庁の機能が移転してきていることは、国土の双眼構造のひとつを関西が担うポテンシャルを有していることを証明する

全国的に見た評価

■国の機関としての機能の維持・向上

- 移転した政府機関等が機能を維持し、新たな政策に取り組んでいること自体に意義がある
- コロナ禍の世の中における評価
 - テレビ(WEB)会議等を活用した遠隔地との意思疎通や働き方改革の取組は政府機関移転のモデルケースとなる(他地域への移転の可能性を証明)

関西としての課題

- 地元府県市と政府機関等の間では、双方積極的に連携しているが、地元以外の府県市との連携には課題があり、関西全体というスケールでも連携を推進し、移転効果を波及させることで、認知度を高めていく必要がある。
- 移転してきた政府機関や研究機関等を、関西全体でうまく活用し、広域行政課題の解決につながるような取組を創出する必要がある。
- 首都機能バックアップの観点も重要。国と地方がwin-winとなる戦略を関西圏として考えていく必要がある。

